

「放送システムに関する技術的条件」のうち「V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件」の検討開始について

1. 検討開始の背景

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る「携帯端末向けマルチメディア放送」のうち、90～108MHz 帯(V-Low 帯)に適用可能なもの(以下「V-Low マルチメディア放送」という。)に関する技術的条件については、平成 21 年 10 月 16 日に「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」において答申されている。また、放送設備の安全・信頼性に関する技術的条件については、平成 23 年 5 月 17 日に「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」として答申されているところである。

平成 25 年 2 月から開催されている「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」において、V-Low 帯の周波数へのマルチメディア放送の新規参入等が議論されている。また、本年 3 月から 4 月に実施された「V-Low マルチメディア放送に係る参入希望調査」においても参入希望意見が寄せられているところであり、V-Low マルチメディア放送の実現に向けた放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件について取りまとめるため、検討を開始するものである。

2. 検討内容

- (1) V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件
- (2) その他の必要な事項

3. 検討体制

既存の放送システム委員会（主査：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授）において検討を行う。

4. 一部答申を予定する時期

平成 25 年 10 月頃

5. 一部答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。